

鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、利用者やその家族等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方消費税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額を言う。以下同じ。）を除く。）から寄付金その他収入額を控除した額に、同表第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。ただし、同表第5欄に定める額を上限とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長または障がい福祉課長がそれぞれ別に定める日までに行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第6欄に掲げるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控

除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第7欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（財産の処分に係る補助金の返還）

第9条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(証拠書類の保管)

第 10 条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第 11 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 26 日から施行する。

別表(第3条関係)

1	2	3	4	5	6	7
補助事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額	申請添付書類	実績添付書類
介護職員等安全確保対策推進事業	(1)鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(訪問看護ステーションを除く)を運営する法人 (2)鳥取県内で「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人	安全確保に必要な機器等の整備費用 (1)通話録音装置 (2)次に掲げる防犯装置整備を導入するために必要な機器 ア 警備会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器 イ 防犯機器 ・位置検索機能、緊急呼び出し機能付き防犯ブザー ・防犯ボタン付き携帯電話 ・その他の防犯機器	1/2	1事業所あたり50千円 ただし、申請限度は1回とする。	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-1号	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-1号
複数名訪問介護等支援事業	(1)鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を運営する法人 (2)鳥取県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所、相談支援事業所を運営する法人	利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問介護員等による訪問介護、居宅介護支援又は居宅介護、計画相談支援を行う場合の経費(利用者等からの同意が得られないために、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬の加算が適用されない場合に限り)	10/10	訪問回数×1,500円	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-2号	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-2号